

「JFE扇島火力発電所更新計画に係る法対象事後調査報告書（供用時）」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、JFE扇島火力発電所更新計画に係る法対象事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 法対象事業の名称

JFE扇島火力発電所更新計画

2 法対象事業の種類

既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力（ガスタービンコンバインドサイクル発電）を新設

3 法対象事後調査実施者

名称：JFEスチール株式会社

代表者：代表取締役社長 広瀬 政之

所在地：東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

4 公告日

令和8年5月29日（金）

5 法対象事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月29日（月）まで

(2) 縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所（2階）、田島支所仮庁舎（2階）、
環境局環境評価課（市役所本庁舎20階⑥）

時間：午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（5月29日）は、午前10時から縦覧を行います。

※土曜日、日曜日は除きます。ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

※上記期間中、ホームページに当該法対象事後調査報告書を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



掲載先ホームページ 二次元コード

6 事業内容等に関する問合せ先

名称：JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区）総務室

電話：044-322-1119

7 備考

「法対象事後調査報告書」とは、法対象事後調査実施者が、法対象条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 西村

電話：044-200-2152（内線29501）

環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年5月29日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第71条第2項において準用する同条例第35条の規定に基づき、JFE扇島火力発電所更新計画に係る法対象事後調査報告書（供用時）の写し（以下、「法対象事後調査報告書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「法対象事後調査報告書」とは、法対象事後調査実施者が、法対象条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

法対象事業の基本的事項	事後調査実施者	JFEスチール株式会社 代表取締役社長 広瀬 政之 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
	名称	JFE扇島火力発電所更新計画
	種類	既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力（ガスタービンコンバインドサイクル発電）を新設
	実施区域	神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区）の敷地内 対象事業実施区域：約690,000㎡
	目的	扇島火力発電所1号機の老朽化対策としての新1号機への更新
	内容	扇島火力発電所新1号機 原動力の種類：ガスタービン及び汽力 出力：19万kW
	事後調査の項目等	緑
	環境影響評価の 手続経過	平成27年 3月 3日：法対象事業実施届出 平成27年 3月10日：法対象条例環境影響評価方法書公告 平成28年 2月12日：法対象条例環境影響評価準備書公告 平成28年 4月22日：法対象条例見解書公告 平成28年 8月 3日：法対象条例環境影響評価審査書公告 平成28年10月21日：法対象条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧の期間	令和8年5月29日（金）から令和8年6月29日（月）まで
	縦覧場所及び時間	<p>■川崎区役所（2階）、田島支所仮庁舎（2階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日は除く。 ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。</p> <p>■環境局環境評価課（川崎市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日は除く。</p> <p>※すべての縦覧場所で縦覧開始日（5月29日）は午前10時から行います。</p>
	意見書の提出	<p>縦覧中の法対象事後調査報告書に記載された内容が法対象条例環境影響評価書に記載された内容又は法対象事業の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。</p> <p>意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページを御覧ください。</p>
	ホームページ	<p>縦覧期間中、ホームページから法対象事後調査報告書の閲覧及び意見書の提出ができます。</p> <p> <input type="text" value="検索"/> <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/></p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p> 
	意見書提出先・ 問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp</p> <p>※意見書はFAX・Eメール等では受け付けていませんので御注意ください。</p>